

消費税及び地方消費税の税率の引き上げに伴う 上水道料金・下水道使用料の改定について

消費税と地方消費税を合わせた税率が平成26年4月1日から8%に引き上げられました。
これに伴い上水道料金・下水道使用料も消費税等の引き上げに対応した料金となります。
基本料金および超過分の単価は従来と変わりません。

◆適用時期

平成26年6月検針分から適用（下水道使用料のうち、1カ月検針分は平成26年5月検針分から）

◆上水道料金・下水道使用料の影響額

例：家庭用・2カ月に30㎡使用した場合

区分	現行	改正後	差額
上水道料金	4,640円 (220円)	4,760円 (340円)	+120円
下水道使用料	2,060円 (80円)	2,120円 (140円)	+60円
合計	6,700円	6,880円	+180円

※（ ）内は、消費税および地方消費税相当額です。

水道料金に関する問合せ：水道局業務課業務係 ☎892-3352
下水道使用料に関する問合せ：下水道課業務係 ☎893-4411 内線536

沖縄県後期高齢者医療広域連合よりお知らせです。 平成26・27年度の保険料率改定について

後期高齢者医療制度では、年々増加する医療費の動向を踏まえて、2年ごとに保険料の見直しを行う制度となっており、被保険者である加入者一人ひとりに、保険料のご負担をお願いしています。

平成26・27年度の保険料率については、約26億円の剰余金見込額を活用し、**据え置きとすることが決定**されました。

しかし、保険料の賦課限度額については、高齢者の医療の確保に関する法律施行令および沖縄県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の改正により、57万円に改められました。

加入者の皆さまにはご負担をお願いしますが、今後も安心して医療が受けられるよう、安定的に持続可能な財政運営とするため、ご理解とご協力をよろしくお願い致します。

平成26・27年度保険料率（平成20年度より据え置き）

所得割率	均等割額
8.80%	48,440円

保険料賦課限度額

平成26年度（改正後）	平成25年度（改正前）	前年度比
57万円	55万円	+2万円

※上記の金額については、平成26年2月14日の「平成26年第1回沖縄県後期高齢者医療広域連合議会定例会」において可決されました。（沖縄県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正）

問合せ：沖縄県後期高齢者医療広域連合 管理課 ☎963-8012